

誓約書

令和 年 月 日

島根県知事 丸 山 達 也 殿

申請者 住所
氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人又は個人事業主、特定非営利活動法人促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 島根県の区域内に事業所を有する者にあっては、県税の滞納がないこと。
- (7) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、島根県が別に定める手続きに基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (10) 委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有すること。
- (11) 発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。